

五十嵐川水系遊漁のしおり

規則を守って楽しい魚釣りをしましょう



イワナ放流

五十嵐川漁業協同組合

TEL:0256-38-4067

FAX:0256-38-4182

HP : <http://www.ikarashigawa.com>
(HP内にお問い合わせフォーム有)

令和8年1月版

規則を守って楽しい魚釣りをしましょう

(五十嵐川漁業協同組合 遊魚規則から抜粋加筆編集)

五十嵐川ではアユ・イワナ・ヤマメ・ニジマス等の魚種について漁業権が設定されております。これ等の魚を釣る時取扱店で「遊漁料」を払って「遊漁承認証」(遊漁券)を購入してください。また、「遊漁承認証」を巡回してくる「漁場監視員」から釣場で購入することもできますが、現地売り手数料として1,000円増しになります。

「遊漁承認証」を購入せずに漁業権魚種を釣りますと、「漁業法195条」違反で100万円以下の罰金を科せられることがありますのでご注意ください。

「遊漁料」は中学生以下は無料です。肢体不自由者は半額としていますので、該当する方は販売店にお申し出ください。

次の区間は、アユ漁を除き無料で開放してあります。
後述の漁具・漁法・期間等を守り楽しく釣りをしてください。(サケ・マスは禁止)

三条地区の五十嵐川に架かる田島橋上流端より下流の信濃川との合流点までの五十嵐川の区間及びその区間内にある支流全域。

(五十嵐川鮭有効利用調査委員会による調査期間内におけるこの区間は除く)

下田地区の北五百川地内駒出川に架かる五百川橋上流端より下流の五十嵐川との合流点までの駒出川の区間。

(子供たちが川遊びをしている時は、危険防止のため釣りはご遠慮ください)

遊漁券は以下でお求めください ※購入した遊漁承認証は見やすいところに着けてください。

遊漁承認証 (遊漁券) 主な販売所	取扱店名	取扱店住所	※他にも販売所があります。 ホームページをご覧ください。 販売所によって取扱券が違います。 漁協でも販売しています。
	つりチケ・FISHPASS	インターネット	
	タカハシ釣具店	三条市東裏館2-15-10	
	上州屋 燕三条店	燕市井土巻3-215	
	セブンイレブン 三条滝谷店	三条市滝谷107	
	そば処 山河	三条市大谷地94-1	
	嵐溪荘	三条市長野1450	
	アユの小島(鮎のみ)	三条市森町1501	
	若林商店	三条市北五百川	
	農業体験学習施設 よってげ邸	三条市早水588-2	
	道の駅 漢学の里しただ	三条市庭月451-1	
	吉ヶ平山荘(吉ヶ平管理組合)	三条市吉ヶ平160	
	Angler's Field 工藤信明	三条市長野	

魚種・漁具・漁法・規模・漁期及び遊漁料

魚 種	漁具・漁法・規模	漁 期	遊 漁 料
アユ	竿釣 (友釣り・ドブ・コロガシ)・ルアーのみ許可 1人1竿	6月16日～11月30日 までの間で 組合が公表する期間	1日券 2,000円 年 券 10,000円
ニジマス	竿釣 1人1竿	通年	1日券 1,000円 年 券 4,000円
イワナ	竿釣 1人1竿	3月1日～9月30日	
ヤマメ			
ウグイ	竿釣 1人1竿	通年	
カジカ	竿釣1人1竿・ヤス・カジカタモ	通年(※4月11日～4月20日禁漁)	
コイ	竿釣1人 3竿まで	通年	投網券(1日券) 4,000円 ※漁協にて販売
アユ	投網	上記魚種別漁期と同じ	
コイ			
ウグイ			
カジカ	三角網(板押し)		

捕獲許可体長

魚体全長以下の魚については捕獲禁止ですので、釣れたら放流してください。

魚 種	魚 体 全 長	魚 種	魚 体 全 長
ニジマス	15cm	ウグイ	10cm
イwana・ヤマメ		カジカ	4cm
コイ		アユ	12cm

※ニジマスの遊漁区域は、**守門川と五十嵐川の合流地点から清流大橋**

禁漁区

次に示す区間は禁漁区です。釣りはできません。

守らない場合には、新潟県漁業規則違反で6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金、もしくは遊漁規則等による罰則が科せられる場合があります。

- ① 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。
- ② 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。
- ③ 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。
- ④ 三条市籠場地内側から三条市高岡地内側に構築されている籠場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。
- ⑤ 三条市内の信濃川本流に築造されている蒲原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- ⑥ 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。
- ⑦ 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域(47.0m)の境界から上流103.0mの区域内。
- ⑧ 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。
- ⑨ 三条市吉ヶ平地内の守門川第6号堰堤から第7号堰堤(※堰堤位置は下流より7号～1号～9号～6号の順にあります)までの守門川及び、県道183号線の堰江橋の直ぐ上流の滝から守門川との合流点までの アバラシ沢の区域
- ⑩ 三条市丸倉地内の大谷川源流部三の滝より上流の大久保沢及びノゲ沢の区域内

絶対にやってはならない禁止漁法

※違反すると6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金に処せられます。

(新潟県漁業調整規則第35条)

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② ごろかけ漁法(あゆコロガシ釣を除く)
- ③ 瀬干漁業(川干)
- ④ 潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
- ⑤ 水中銃を使用する漁法
- ⑥ 火光を利用する漁法(岩魚等の夜突を含む)

3年以下の懲役または200万円以下の罰金(水産資源保護法)

第5条 爆発物を使用して水産動植物を採捕してはならない。

第6条 水産動植物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動植物を採捕してはならない。

注意:ブラックバス、ブルーギルは害魚として放流又は他河川及び湖沼へ移植が禁止されています。必ず退治してください。守らないと「特定外来生物法」違反で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられる場合があります。

キャッチ&リリース区間のお知らせ

遊漁規則で設定されているキャッチ&リリース区間は以下の通り
いずれも**五十嵐川遊漁券が必要**です。

(3月～9月のみ県内共通遊漁券でも可)

守門川合流地点～清流大橋の間	ニジマス キャッチ&リリース ※中・大型ニジマスを放流の為
守門川牛野尾谷 フィッシングエリア (遅場地内逆橋から 早水地内新守門橋)	イワナ・ヤマメ キャッチ&リリース もしくは1日3尾迄の持ち帰り上限

吉ヶ平フィッシングパーク 6月1日オープン予定

吉ヶ平フィッシングパークは、持ち帰り禁止のキャッチ&リリース
となります。釣り具はルアー(シングルフック)・フライ・テンカラ。
吉ヶ平専用の釣り券が必要です。吉ヶ平山荘で購入ください。

新潟県三条市吉ヶ平
吉ヶ平フィッシングパーク区間

右図「7号～6号堰堤」間が吉ヶ平フィッシング
パーク区間となり、専用遊漁券が必要です。

【※ご注意ください】

この区間は、県内共通遊漁券や
五十嵐川遊漁券は利用できません。



サケやサクラマスを手勝手に捕ることは違法です。

サケ及びサクラマスは、農林水産大臣若しくは県知事の許可無く捕ることはできません。

違反すると水産資源保護法違反で1年以下の懲役又は100万円以下の罰金、若しくは新潟県漁業調整規則違反で6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処せられる可能性があります。ご注意ください。

遊漁承認証の代金は、五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。

詳しくは、五十嵐川漁業協同組合
☎0256-38-4067 または HPお問い合わせフォームまで
お問い合わせください。